

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 0 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書の締結について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「法」という。）が、平成24年8月10日に公布され、本年4月1日に施行されたことに伴い、使用済小型電子機器等の再資源化事業（以下「再資源化事業」という。）からの暴力団排除の徹底を図るため、警察庁においては環境省及び経済産業省と協議の上、別添のとおり合意書を締結したので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようされたい。

記

1 再資源化事業からの暴力団排除

本法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としたものであり、再資源化事業を行おうとする者が、再資源化事業計画を作成し、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けることで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づく都道府県知事等の許可が不要となり、廃棄物処理業の許可なく再資源化事業を行うことが可能となった。そのため、再資源化事業を不適格な者が扱う場合には生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、再資源化事業の認定に係る欠格要件に暴力団排除条項が整備されたもの。

2 合意事項の要点

(1) 排除対象

- ア 再資源化事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（注1）〔法第10条第3項第4号イ〕
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）〔法第10条第3項第4号イ〕
- ウ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記ア又はイに該当するもの〔法第10条第3項第4号ニ〕

エ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちに上記ア又はイに該当する者のあるもの〔法第10条第3項第4号ホ〕

オ 個人で政令で定める使用人のうちに上記ア又はイに該当する者のあるもの〔法第10条第3項第4号ヘ〕

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者〔法第10条第3項第4号ト〕

（注1） 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者のほか、暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者をいう。

（注2） 政令で定める使用人とは、本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者である使用人をいう。

(2) 照会等の手続

ア 照会・回答

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（以下「企画課長」という。）又は経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課長（以下「リサイクル推進課長」という。）は、再資源化事業の認定の申請をした者、申請者から委託を受けて再資源化事業を行おうとする者、認定事業者及び認定事業者の委託を受けて再資源化事業を実施する者（以下「認定事業者等」という。）について、排除対象に該当するか否か確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、文書（合意書別紙様式第1号）により照会を行い、暴力団対策課長は、当該認定事業者等が排除対象に該当するか否かについて、文書（合意書別紙様式第2号）により回答するものとした。

イ 通知

警視庁又は各道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、認定事業者等が、排除対象に該当すると認められる事実を確認した場合には、企画課長に対し、文書（合意書別紙様式第3号）により通知するものとした。

(3) 保護対策

暴力団対策課長は、主務大臣が再資源化事業に係る認定申請の却下又は認定取消し等を行う場合において、企画課長又はリサイクル推進課長から要請、相談を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう関係する暴力団対策主管課長に連絡するものとした。

3 都道府県警察の対応

(1) 通知制度の積極的活用及び警察庁への報告

暴力団対策主管課長は、事件捜査等において、認定事業者等が、排除対象に該当すると認められる事実を確認した場合は、企画課長に積極的に通知するとともに警察庁へ報告すること。

(2) 適切な保護対策の実施

関係職員の保護対策について暴力団対策課長から連絡を受けた暴力団対策主管課長は、保護対象者に対する警戒その他の必要な措置を行うこと。

(3) 都道府県知事への意見陳述

排除対象に該当すると認められる事実を確認し、企画課長に通知した認定事業者等が、産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、廃棄物処理法第23条の4（都道府県知事への意見）の規定に基づき、都道府県知事に対して意見陳述を行うこと。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

阿部警視 800-4553

前川警部 800-4562

【継続措置状況】

初回発出日：平成25年6月7日

（有効期間：平成31年3月31日）

使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 193 号
環廃企発第 1305311 号
20130530 リ課第 1 号
平成 25 年 6 月 7 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

露 木 康 浩

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

廣 木 雅 史

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課長

渡 邊 厚 夫

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に伴い、使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）からの暴力団排除を徹底するため、警察庁、環境省及び経済産業省の間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 排除対象

再資源化事業から排除する対象は、次のとおりとする。

- (1) 再資源化事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（注 1）〔法第 10 条第 3 項第 4 号イ〕
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）〔法第 10 条第 3 項第 4 号イ〕
- (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記 (1) 又は (2) に該当するもの〔法第 10 条第 3 項第 4 号ニ〕
- (4) 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 2）のうちに上記 (1) 又は (2) に該当する者のあるもの〔法第 10 条第 3 項第 4 号ホ〕
- (5) 個人で政令で定める使用人のうちに上記 (1) 又は (2) に該当する者のあるもの〔法

第10条第3項第4号へ]

(6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 [法第10条第3項第4号ト]

(注1) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者とは、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者のほか、暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者をいう。

(注2) 政令で定める使用人とは、本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者である使用人をいう。

2 照会等の手続き

(1) 照会

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長（以下「企画課長」という。）又は経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課長（以下「リサイクル推進課長」という。）は、再資源化事業の認定の申請をした者、申請者から委託を受けて再資源化事業を行おうとする者、認定事業者及び認定事業者の委託を受けて再資源化事業を実施する者（以下「認定事業者等」という。）について、排除対象に該当するか否か確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、文書（別紙様式第1号）により照会するものとする。

(2) 回答

暴力団対策課長は、前記2(1)による照会を受けたときは、文書（別紙様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策課長は、排除対象に該当するか否かの確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、更なる資料等の提供を求めることができるものとする。

(3) 通知

警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、認定事業者等が排除対象であると認めたときは、企画課長に対し、速やかに文書（別紙様式第3号）により通知するものとする。

3 照会等に関する留意事項

(1) 照会を行う場合は、原則 CSV 形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（CD-R 等）により行うものとする。

(2) 暴力団対策課長と企画課長又はリサイクル推進課長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

(3) 別紙様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えないものとする。

4 連携の強化

暴力団対策課長、企画課長又はリサイクル推進課長は、照会等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、再資源化事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

5 保護対策

暴力団対策課長は、本合意書に基づき環境大臣及び経済産業大臣が再資源化事業に係る認定申請の却下又は認定取消し等を行う場合において、企画課長又はリサイクル推進課長から要請、相談を受けたときは、関係職員の保護等必要な措置が講じられるよう関係する暴力団対策主管課長に連絡するものとする。

6 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁、環境省及び経済産業省において、その都度協議の上、決定するものとする。

様式第1号

文 書 番 号
平成 年 月 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」
(平成 年 月 日付け)に基づき、下記のとおり照会します。

記

1 照会の対象

- (1) 商号（個人の場合は氏名・生年月日）
- (2) 所在地（個人の場合は住所）
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は不要）
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等（個人の場合は不要）
別紙のとおり

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

※ 別紙は電磁的記録媒体のデータを印刷したものとする。
(Excel (CSV) の別紙)

様式第2号

文 書 番 号
平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、平成 年 月 日付け第 号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会の対象

- (1) 商号（個人の場合は氏名・生年月日）
- (2) 所在地（個人の場合は住所）
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は不要）

2 照会に係る調査結果

（記載例）

- ・合意書の排除対象1－（○）に該当する理由があると認められる。
- ・該当しない

3 その他（必要により記載）

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 殿

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長

「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「使用済小型電子機器等の再資源化事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 年 月 日付け。以下「合意書」という。）における排除対象に該当する事由があると認められるので、合意書に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 対象者

- (1) 商号（個人の場合は氏名・生年月日）
- (2) 所在地（個人の場合は住所）
- (3) 代表者の氏名（個人の場合は不要）

2 理由

（記載例）

- ・ 上記対象者は、合意書の排除対象1－（○）に該当する理由があると認められる。

3 その他（必要により記載）

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

別紙

照会文書記載例

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	住所	法人名	役職
ロトウ タロウ	労働 太郎	S	30	03	04	M	東京都千代田区	●●(株)	代表取締役
ハケン ハコ	環境 綺麗	H	1	11	30	F	東京都府中市	(株)▲▲	営業部長
トウキ イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	●●県▲▲郡■■町	■■(有)	取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	M	大阪市中央区	(有)××	労働課長
キョウシュウ サブロウ	九州 三郎	S	39	08	02	M	神奈川県横浜市	個人	—

(補足説明)

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、住所(市区町村まで全角)、法人名(全角)、役職(全角)をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットの